

円換算払込特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
 第2条 換算基準日
 第3条 為替レート
 第4条 保険料に関する取扱
 第5条 保険料の前納に関する取扱
 第6条 保険契約の復活に関する取扱
 第7条 原保険契約への復旧に関する取扱
 第8条 保険料の自動振替貸付の返済に関する取扱
 第9条 契約者貸付の返済に関する取扱

- 第10条 契約年齢および性別の誤りの処理に関する取扱
 第11条 特約の解約
 第12条 特約の消滅
 第13条 主契約の規定の準用
 第14条 主契約に責任開始期に関する特約が適用されている場合の特則
 第15条 主契約に保険料口座振替特約が適用されている場合の特則
 第16条 主契約にこの特約が付加されている場合の保険料の払いもどしに関する特則

円換算払込特約条項

(平成25年5月2日制定)

この特約の趣旨

この特約は、外国通貨建の主契約に付加することにより、主契約における保険料等の払込みに関して、外国通貨を円に換算して取扱うことを目的としたものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）からの申出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
 - 前項の規定によりこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。

(換算基準日)

- 第2条 円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日が会社が指標として指定する金融機関の休業日に該当するときは、その翌営業日とします。

(為替レート)

- 第3条 主契約にこの特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、外国通貨（主約款に規定する取扱通貨とします。）で会社に払込むべき第4条（保険料に関する取扱）から第10条（契約年齢および性別の誤りの処理に関する取扱）までの規定による保険料等の金額を、換算基準日における会社所定の為替レートにより円に換算して、主約款の取扱いを行います。
- 前項に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上まわることはありません。

(保険料に関する取扱)

- 第4条 保険契約者が会社に払込む第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の換算基準日は、会社が領収する日とします。
- 保険契約者が会社に払込む第2回以後の保険料の換算基準日は、会社が領収する日の属する月の1日とします。ただし、払込期月の保険料が払込期月の翌月末日（年払契約または半年払契約の場合は、払込期月の翌々月末日。以下、本項において同じとします。）までに払込まれなかった場合、かつ、払込期月の翌月末日が休業日でその翌営業日までに第2回以後の保険料（払込期月中の保険料を除きます。）を領収したときは、その保険料の換算基準日は会社が領収する日の属する月の前月の1日とします。
 - 会社は、保険契約者から請求を受けた場合には、本条に定める方法で円に換算した第2回以後の保険料の金額を、保険契約者に通知します。

(保険料の前納に関する取扱)

- 第5条 保険料を前納する場合、保険契約者が会社に払込む保険料前納金の換算基準日は、会社が領収する日とします。

(保険契約の復活に関する取扱)

- 第6条 主契約を復活する場合、保険契約者が会社に払込む延滞保険料と利息の換算基準日は、会社が領収する日とします。

(原保険契約への復旧に関する取扱)

- 第7条 主契約を復旧する場合、保険契約者が会社に払込む会社所定の金額の換算基準日は、会社が領収する日とします。

（保険料の自動振替貸付の返済に関する取扱）

第8条 保険料の自動振替貸付の元利金を返済する場合、保険契約者が会社に返済する保険料の自動振替貸付の元利金の換算基準日は、会社が領収する日とします。

（契約者貸付の返済に関する取扱）

第9条 貸付金の元利金を返済する場合、保険契約者が会社に返済する貸付金の元利金の換算基準日は、会社が領収する日とします。

（契約年齢および性別の誤りの処理に関する取扱）

第10条 契約年齢および性別の誤りの処理で保険契約者が会社に保険料を払込む場合、保険契約者が会社に払込む保険料の換算基準日は、会社が領収する日とします。

（特約の解約）

第11条 この特約のみの解約は取扱いません。

（特約の消滅）

第12条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（主契約の規定の準用）

第13条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（主契約に責任開始期に関する特約が適用されている場合の特則）

第14条 主契約に責任開始期に関する特約が適用されている場合には、第4条（保険料に関する取扱）第1項中、「会社が領収する日」は、「会社が領収する日の属する月の1日」と読み替えます。ただし、第1回保険料の猶予期間中に第1回保険料を領収したときは、「会社が領収する日」は、「第1回保険料の猶予期間の初日（1日）」と読み替えます。

（主契約に保険料口座振替特約が適用されている場合の特則）

第15条 主契約に保険料口座振替特約が適用されている場合で、かつ保険料口座振替特約による口座振替が行われる場合には、第4条（保険料に関する取扱）および第14条（主契約に責任開始期に関する特約が適用されている場合の特則）の規定にかかわらず、保険料の換算基準日は、振替日の属する月の1日とします。ただし、保険料口座振替特約条項に規定する会社の定めた日の月末が休業日でその翌営業日に口座振替を行う場合、その保険料（払込期月中の保険料を除きます。）の換算基準日は、振替日の属する月の前月の1日とします。

（主契約にこの特約が付加されている場合の保険料の払いもどしに関する特則）

第16条 主契約にこの特約が付加されている場合で、保険料の払いもどしを行うときは、次の各号に定めるところによります。

- (1) 保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込みを要しなくなった場合に保険料を払いもどすときは、円で払込まれた保険料は実際に円で払込まれた保険料を払いもどします。
- (2) 契約年齢および性別の誤りの処理で保険契約が無効となったときは、円で払込まれた保険料は実際に円で払込まれた保険料を払いもどします。